## 〇減免の対象範囲

1. 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、下の表に該当する方

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級、2級、3級、4級
聴覚障害	2級、3級
平衡機能障害	3級、5級
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由	1級、2級、3級
下肢不自由	1級、2級、3級、4級、5級、6級
体幹不自由	1級、2級、3級、5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変によ	
る運動機能障害 上肢機能	1級、2級、3級
移動機能	1級、2級、3級、4級、5級、6級
心臓機能障害	1級、3級、4級
じん臓機能障害	1級、3級、4級
呼吸器機能障害	1級、3級、4級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級、4級
小腸機能障害	1級、3級、4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級、2級、3級、4級
肝臓機能障害	1級、2級、3級、4級

2. 戦傷病者手帳を交付された方(身体障害者手帳の交付を受けている方を除く。)のうち、下の表に該当する方

障害の区分	障害の級別
視覚障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症、第4項症
聴覚障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症、第4項症
平衡機能障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症、第4項症
音声機能障害	特別項症、第1項症、第2項症
	(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症
下肢不自由	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症、第4項症、
	第5項症、第6項症
	第1款症、第2款症、第3款症
	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症、第4項症、
体幹不自由	第5項症、第6項症
	第1款症、第2款症、第3款症
心臓機能障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症
じん臓機能障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症
呼吸器機能障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症
小腸機能障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症
肝臓機能障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症

- ※ 1、2について、2つ以上の障害区分に重複して該当する方は、いずれかが上記等級に該当することが必要となります。
- 3. 療育手帳を交付された方のうち、重度に該当する方
- 4. 精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方